

改正

平成20年9月25日規則第28号

平成28年3月31日規則第15号

令和3年12月1日規則第40号

坂戸市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、坂戸市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成19年坂戸市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(事前協議)

第3条 条例第4条第1項の規定による協議書の提出は、墓地等経営（変更）計画協議書（様式第1号）によるものとし、申請予定日の120日前までに行わなければならない。

2 前項の協議書には、次に掲げる書類（変更許可に係る場合にあっては、次に掲げる書類のうち市長が指定するもの）を添付するものとする。

- (1) 墓地等の設置等の必要性を具体的に示す書類
- (2) 墓地等の設置場所の選定理由書及び規模等の根拠を示す書類
- (3) 墓地等の用地の取得、造成等に関する計画書
- (4) 計画者が法人（地方公共団体を除く。）である場合は、当該法人の定款又は規則の写し及び登記事項証明書並びに墓地等の設置等に係る意思決定をした旨を証する書類
- (5) 墓地等の経営管理のための組織体制、維持管理方法、利用方法等に関する経営計画書
- (6) 資金計画書
- (7) 市長が指定する年度の貸借対照表及び収支計算書
- (8) 墓地等の管理規程の案
- (9) 墓地等の周囲300メートル以内の区域の状況を明らかにした2,500分の1以上の縮尺の見取図
- (10) 墓地等を設置する場所を示した都市計画図
- (11) 施設の配置図、建物の各階層の平面図及び立面図並びに墳墓、緑地、通路等の設計図、納

骨装置の設計図又は火葬炉の設計図

(12) 墓地等の敷地に係る登記事項証明書、地積測量図及び公図の写し

(13) その他市長が必要と認める書類

(標識の設置方法等)

第4条 条例第5条第1項に規定する標識は、様式第2号によるものとし、条例第6条第1項の規定により開催する説明会（次条において「説明会」という。）の開催予定日の30日前の日から条例第15条第1項の規定による工事完了検査済証の交付を受ける日までの間、設置しなければならない。

2 計画者は、前項に規定する期間内に標識の記載内容に変更があったときは、遅滞なく、当該記載内容を書き換えなければならない。

3 条例第5条第2項の規定による届出は、標識設置届出書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行うものとする。

(1) 標識を設置した場所が明記された図面

(2) 標識の設置状況及び記載内容を写した写真

(説明会)

第5条 条例第6条第1項の規則で定める近隣住民等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 経営許可に係る場合 次に定める者

ア 当該計画に係る墓地の区域又は納骨堂の敷地の周囲おおむね100メートル以内に居住する者及び当該区域に土地又は建物を所有する者

イ 火葬場の敷地の周囲おおむね300メートル以内に居住する者及び当該区域に土地又は建物を所有する者

(2) 変更許可に係る場合 次に定める者

ア 当該計画に係る墓地の区域又は納骨堂の敷地の周囲おおむね100メートル以内に居住する者及び当該墓地の区域又は納骨堂の敷地に隣接する土地の所有者

イ 火葬場の敷地の周囲おおむね300メートル以内に居住する者及び当該火葬場の敷地に隣接する土地の所有者

2 計画者は、申請予定日の60日前までに説明会を開催するものとし、説明会を開催する日の14日前までに、その旨を近隣住民等に周知するものとする。

3 説明会において説明する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 計画者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地
- (2) 墓地等の施設の概要
- (3) 墓地等の維持管理の方法
- (4) 工事着手予定日及び工事完了予定日
- (5) 工事の方法及び安全対策の概要
- (6) 条例第7条第1項の規定による意見の申出の方法及び期限

4 計画者は、計画の内容が墓地の区域の500平方メートル未満の拡張、墓地の区域の縮小又は納骨堂の施設の変更である場合であって、市長が認めるときは、前項各号に掲げる事項を記載した書面の配布をもって説明会に代えることができる。

5 条例第6条第2項の規定による報告は、墓地等計画説明会開催結果報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行うものとする。

- (1) 説明会で配布した資料又は前項の規定により配布した書類
- (2) 説明会の概要並びに近隣住民等の意見及びその回答
- (3) その他市長が必要と認める書類
(近隣住民等の意見)

第6条 条例第7条第1項の規則で定める日は、申請予定日の30日前の日とする。

2 条例第7条第2項の規定による報告は、協議内容報告書（様式第5号）を提出することにより行うものとする。

(経営許可等の申請)

第7条 条例第9条第1項の規定による申請は、墓地等経営（変更）許可申請書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行うものとする。

- (1) 第3条第2項各号に掲げる書類（変更許可に係る場合にあつては、同項各号に掲げる書類のうち市長が指定するもの）
- (2) 申請者が地方公共団体である場合にあつては、墓地等の設置に係る議会の議決書の写し
(廃止許可の申請)

第8条 条例第9条第4項の規定による申請は、墓地等廃止許可申請書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行うものとする。

- (1) 墓地又は納骨堂にあつては、改葬報告書
- (2) 申請者が法人（地方公共団体を除く。）である場合にあつては、墓地等の廃止について意思決定をした旨を証する書類

(みなし許可の届出)

第9条 条例第10条の規定による届出は、墓地（火葬場）みなし許可届出書（様式第8号）を提出することにより行うものとする。

(許可等の通知)

第10条 条例第11条第1項の規定による通知は、許可をしたときは墓地等経営（変更・廃止）許可書（様式第9号）により、許可をしないときは墓地等経営（変更・廃止）不許可通知書（様式第10号）により行うものとする。

(工事着手の届出)

第11条 条例第14条の規定による届出は、墓地等工事着手届（様式第11号）を提出することにより行うものとする。

(工事完了の届出)

第12条 条例第15条の規定による届出は、墓地等工事完了届（様式第12号）を提出することにより行うものとする。

(工事完了検査済証)

第13条 条例第16条第1項に規定する工事完了検査済証の様式は、墓地等工事完了検査済証（様式第13号）とする。

(名称等の変更の届出)

第14条 条例第17条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 墓地等の所在地
- (2) 法人の主たる事務所の所在地
- (3) 法人の名称及び代表者の氏名
- (4) 墳墓の区画数（墓地の区域の変更を伴うものを除く。）

2 条例第17条の規定による届出は、墓地等の名称等の変更届出書（様式第14号）を提出することにより行うものとする。

(氏名等の掲示)

第15条 条例第18条第1号の規定による掲示は、様式第15号により行うものとする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第28号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第15号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月1日規則第40号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）
様式第1号（第3条関係）

(表)
墓地等経営（変更）計画協議書

年 月 日

坂戸市長 あて

申請者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

坂戸市墓地等の経営の許可等に関する条例第4条第1項の規定により、次のとおり協議します。

墓地等の名称	
墓地等の所在地	
協議の区分	経営 変更
標識の設置予定日	
説明会開催予定日	
申請予定日	
工事着手予定日	
工事完了予定日	
事務処理欄（この欄は、記入しないでください。）	

(裏)

新設又は変更後の施設の概要	敷地面積	m ²			
	建築面積	納骨堂 m ²	火葬場 m ²	管理棟 m ²	
	延床面積	納骨堂 m ²	火葬場 m ²	管理棟 m ²	
	階 数	地上	階/地下	階	
	墓 地	区 画 数	区画		
		駐 車 台 数	台		
		緑地率 ※	% (緑地面積/敷地面積×100)		
		土葬の有無	有 ・ 無		
	納 骨 堂	壇 数	壇 体		
		駐 車 台 数	台		
既存の施設の概要 (変更の場合のみ記入)	敷地面積	m ²			
	建築面積	納骨堂 m ²	火葬場 m ²	管理棟 m ²	
	延床面積	納骨堂 m ²	火葬場 m ²	管理棟 m ²	
	階 数	地上	階/地下	階	
	墓 地	区 画 数	区画		
		駐 車 台 数	台		
		緑 地 率	% (緑地面積/敷地面積×100)		
		土葬の有無	有 ・ 無		
	納 骨 堂	壇 数	壇 体		
		駐 車 台 数	台		

備考 ※印の欄は、変更の場合にあっては、区域の拡張に係る敷地の面積に対する割合を記入すること。

様式第2号（第4条関係）
 様式第2号（第4条関係）

計 画 の お 知 ら せ				
計 画 の 名 称				
所 在 地	坂戸市			
種 類	墓地	納骨堂	火葬場	
施設等の概要	敷地面積	m ²		
	建築面積	m ²		
	延床面積	m ²		
	階 数	地上	階/地下 階	
	墓 地	区 画 数	区画	
		駐車台数	台	
		緑 地 率	% (緑地面積/敷地面積×100)	
		墓地形態		
	納 骨 堂	壇 数	壇 体	
		駐車台数	台	
工事着手予定日				
工事完了予定日				
計 画 者				
計画者の住所及び連絡先	電話番号			
工事施工業者				
工事施工業者の住所及び連絡先	電話番号			
標識設置年月日				
この標識は、坂戸市墓地等の経営の許可等に関する条例第5条第1項の規定により設置したものです。				

備考

- 1 大きさは、縦120センチメートル以上、横90センチメートル以上とする。
- 2 材質は、耐久性のあるものとする。
- 3 変更の場合にあっては、変更に係る内容を記入すること。

様式第3号（第4条関係）
様式第3号（第4条関係）

標 識 設 置 届 出 書

年 月 日

坂戸市長 あて

申請者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

墓地等の経営等の計画に係る標識を設置したので、坂戸市墓地等の経営の許可等に関する条例第5条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 標識設置年月日
- 2 墓地等の名称
- 3 墓地等の所在地

添付書類

- 1 標識を設置した場所が明記された図面
- 2 標識の設置状況及び記載内容を写した写真

様式第4号（第5条関係）
様式第4号（第5条関係）

墓地等計画説明会開催結果報告書

年 月 日

坂戸市長 あて

申請者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

説明会を開催したので、坂戸市墓地等の経営の許可等に関する条例第6条第2項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地等の所在地
- 3 説明会の開催日及び場所

添付書類

- 1 配布した資料
- 2 説明会の概要並びに近隣住民等の意見及びその回答
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第5号（第6条関係）
様式第5号（第6条関係）

協 議 内 容 報 告 書

年 月 日

坂戸市長 あて

申請者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

近隣住民等から申し出のあった意見について協議したので、坂戸市墓地等の経営の許可等に関する条例第7条第2項の規定により、次のとおり報告します。

墓地等の名称	
協議した日時 及び場所	
協議の内容	
協議の結果	

様式第6号（第7条関係）
様式第6号（第7条関係）

(表)
墓地等経営（変更）許可申請書

年 月 日

坂戸市長 あて

申請者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

墓地等の経営（変更）に係る許可を受けたいので、坂戸市墓地等の経営の許可等に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

墓 地 等 の 名 称	
墓 地 等 の 所 在 地	
工 事 着 手 予 定 日	
工 事 完 了 予 定 日	
市 長 と 協 議 を 行 っ た 日	
説 明 会 開 催 日	
近 隣 住 民 等 と 協 議 を 行 っ た 日	
事務処理欄（この欄は、記入しないでください。）	

(裏)

新設又は変更後の施設の概要	敷地面積	m ²			
	建築面積	納骨堂 m ²	火葬場 m ²	管理棟 m ²	
	延床面積	納骨堂 m ²	火葬場 m ²	管理棟 m ²	
	階 数	地上 階/地下 階			
	墓 地	区 画 数	区画		
		駐 車 台 数	台		
		緑地率 ※	% (緑地面積/敷地面積×100)		
		土葬の有無	有 ・ 無		
	納 骨 堂	壇 数	壇 体		
		駐 車 台 数	台		
既存の施設の概要 (変更の場合のみ記入)	敷地面積	m ²			
	建築面積	納骨堂 m ²	火葬場 m ²	管理棟 m ²	
	延床面積	納骨堂 m ²	火葬場 m ²	管理棟 m ²	
	階 数	地上 階/地下 階			
	墓 地	区 画 数	区画		
		駐 車 台 数	台		
		緑 地 率	% (緑地面積/敷地面積×100)		
		土葬の有無	有 ・ 無		
	納 骨 堂	壇 数	壇 体		
		駐 車 台 数	台		

備考 ※印の欄は、変更の場合にあっては、区域の拡張に係る敷地の面積に対する割合を記入すること。

様式第7号（第8条関係）
様式第7号（第8条関係）

(表)
墓地等廃止許可申請書

年 月 日

坂戸市長 あて

申請者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

墓地等を廃止したいので、坂戸市墓地等の経営の許可等に関する条例第9条第4項の規定により、次のとおり申請します。

墓地等の名称	
墓地等の所在地	
廃止予定日	
工事着手予定日	
工事完了予定日	
事務処理欄（この欄は、記入しないでください。）	

添付書類

- 1 墓地又は納骨堂にあっては、改葬報告書
- 2 申請者が法人（地方公共団体を除く。）である場合にあっては、墓地等の廃止について意思決定をした旨を証する書類

(裏)

施設 の 概 要	敷地面積		m ²	
	建築面積		納骨堂	m ²
			火葬場	m ²
			管理棟	m ²
	延床面積		納骨堂	m ²
			火葬場	m ²
			管理棟	m ²
	階数		地上階/地下階	
	墓地	区画数	区画	
		駐車台数	台	
		緑地率	% (緑地面積/敷地面積×100)	
		土葬の有無	有 ・ 無	
	納骨堂	壇数	壇 体	
駐車台数		台		
廃止の理由				

様式第8号（第9条関係）
 様式第8号（第9条関係）

墓地（火葬場）みなし許可届出書

年 月 日

坂戸市長 あて

申請者 住 所
 名 称
 代表者名
 電話番号

次のとおり墓地（火葬場）の新設（変更・廃止）の許可を受けたとみなされるので、坂戸市墓地等の経営の許可等に関する条例第10条の規定により届け出ます。

事業の名称							
墓地又は 火葬場	名称						
	所在地						
墓 地	敷地面積	m ²	地目		区画数		区画
火 葬 場	敷地面積	m ²		地 目			
	延床面積	m ²		火葬炉数	炉		
事務処理欄（この欄は、記入しないでください。）							

墓地等経営（変更・廃止）許可書

第 号
年 月 日

様

坂戸市長 印

年 月 日付けで申請のあった墓地等の経営（変更・廃止）については、墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項・第2項の規定により、申請のとおり（次の条件を付けて）許可します。

（条件）

（教 示）

1 審査請求について

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、坂戸市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、坂戸市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において坂戸市を代表する者は、坂戸市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

墓地等経営（変更・廃止）不許可通知書

第 号
年 月 日

様

坂戸市長 印

年 月 日付けで申請のあった墓地等の経営（変更・廃止）については、次の理由により許可できませんので通知します。

不許可の理由

教 示

1 審査請求について

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、坂戸市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、坂戸市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において坂戸市を代表する者は、坂戸市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第11号（第11条関係）
様式第11号（第11条関係）

墓 地 等 工 事 着 手 届

年 月 日

坂戸市長 あて

申請者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

墓地等の設置等に係る工事に着手するので、坂戸市墓地等の経営の許可等に関する条例第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日	年 月 日
許可指令番号	第 号
墓地等の名称	
墓地等の所在地	
工事着手予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日
工事施工業者の 住所及び名称	

様式第13号（第13条関係）
様式第13号（第13条関係）

墓地等工事完了検査済証

第 号
年 月 日

様

坂戸市長 印

年 月 日付けで完了届があった墓地等の工事については、坂戸市墓地等の経営の許可等に関する条例第16条第1項の規定による検査の結果、当該許可の内容に適合していることを証します。

- 1 許可年月日
- 2 許可指令番号
- 3 墓地等の名称
- 4 墓地等の所在地
- 5 工事検査年月日

様式第14号（第14条関係）
様式第14号（第14条関係）

墓地等の名称等の変更届出書

年 月 日

坂戸市長 あて

申請者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

墓地等の名称等の変更があったので、坂戸市墓地等の経営の許可等に関する条例第17条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地等の所在地
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由
- 5 変更年月日

様式第15号（第15条関係）
 様式第15号（第15条関係）

墓 地 等 の 名 称		
経 営 者	氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）	
	住所（法人にあつては、 主たる事務所の所在地）	
	連 絡 先	
許 可 年 月 日		年 月 日
許 可 指 令 番 号		第 号
この掲示板は、坂戸市墓地等の経営の許可等に関する条例第18条第1号の規定により設置したものです。		

備考

- 1 大きさは、縦40センチメートル、横60センチメートル程度とする。
- 2 材質は、耐久性のあるものとする。